

令和元年7月19日

保護者・地域の皆様へ

厚木市教育委員会

市立小・中学校への留守番電話の導入について(お知らせ)

日頃より本市の教育行政に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今教職員の長時間勤務が社会的に大きな関心を集める中、本市におきましても、教職員の業務負担の軽減を図り、教職員一人一人が心身ともに健康を保ち教育に携わることができるよう必要な環境の整備は喫緊の課題となっております。

こうした中で、学校における働き方改革の取組の一環として、市立小・中学校に留守番電話(録音機能はありません)を導入することといたしました。

今後におきましても、学校業務の効率化を図りながら、教職員がこれまで以上に児童生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の充実に努めてまいります。

保護者・地域の皆様におかれましては、本件の趣旨につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 運用開始日 令和元年9月2日(月)

2 留守番電話による応答時間

(1) 平日(学校授業日)

原則として、小学校 午後6時から翌朝の午前8時まで

中学校 午後7時から翌朝の午前8時まで

※ 児童生徒が下校を終え帰宅が完了する時刻から、翌朝児童生徒が登校を始める時刻までを目安とし、学校毎に時間を設定しますので学校により異なります。

※ 児童生徒の帰宅が完了した後、教職員の正規の勤務時間が過ぎれば、この時間より早く不在になることがあります。

睦合中学校の教職員の正規の勤務時間は、午前8時10分から午後4時40分までとなります。

睦合中学校では、平日の留守番電話対応時間は、午後7時から翌朝7時50分までといたします。当日の欠席連絡は、午前7時50分から8時10分までの間にお願います。

なお、校外行事等、平時と異なる場合の欠席連絡については、学校通信やホームページ等で、別途お知らせします。

また、休日の部活動の欠席連絡は、顧問を通してお知らせいたします。

(2) 土曜・日曜・祝日等(学校休業日)

終日

(3) 長期休業期間中(春季・夏季・冬季)

原則として、教職員の正規の勤務時間を除く時間帯

(4) その他

早朝出発の学校行事や土曜・日曜等学校休業日の部活動に係る連絡方法は、学校毎の対応となります。

3 その他

(1) 留守番電話には録音機能はありません。上記の時間帯以外におかけ直しく
ださい。

(2) 児童生徒の生命に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、次の機
関へ御連絡ください。

※ 厚木警察署 電話046-223-0110

※ 厚木児童相談所 電話046-224-1111(代表)

※ 厚木市役所 電話046-223-1511(代表)

問合せ 厚木市教育委員会
学校教育部学務課
Tel 046-225-2890